

キャッシュカードと暗証番号の管理についてお願い

キャッシュカードが手元からなくなる、身に覚えのない取引があるなどの被害に遭ったと思われる場合には、まず、すみやかにイオン銀行コールセンターまでご連絡ください。

偽造・盗難カードによる被害を防ぐため、以下の事項にご注意ください。
偽造・盗難カードによる被害につきましては、補償の制度がございますが、お客さまに過失のある場合は補償の全部または一部を受けられない可能性がございます。

キャッシュカードの暗証番号は、推測されにくいものにします。

キャッシュカードの暗証番号は、人に教えない。他のサービスでは使用しない。

ATMを利用するときは、暗証番号を見られないように注意する。

インターネットバンキングや
ATM残高履歴などで、残高をこまめに確認する。

キャッシュカードを入れている財布などを手放さない。

キャッシュカードは暗証番号を記入したメモなどと一緒に携帯しない。

ATM周辺に、不審物がないか確認する。

イオン銀行ではスタッフがイオン銀行店舗の内外で
お客さまに暗証番号を伺うことは一切ありません。

※ 詳しくは、お近くのイオン銀行店舗またはコールセンターまでお問合せください。

キャッシュカードと暗証番号は、厳重に管理してください。

イオン銀行

預金保険制度のご案内

預金保険制度により、当座預金や利息の付かない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

預金保険対象商品と保護の範囲は

預金等の分類		発動措置
預金等 注1 預金保険の 対象	決済用預金	当座預金・利息の付かない普通預金等 全額保護（恒久措置）
	一般預金等	利息の付く普通預金・定期預金・定期積金・ 元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなど）等 合算して元本1,000万円までと その利息等を保護（注3）
預金保険の 対象外預金等（注2）		外貨預金、元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）、 金融債（保護預り専用商品以外のもの）等 保護対象外（注4）

(注1) 預金保険の対象となっている預金等は次のとおりです。

当座預金、普通預金、別段預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含む)、金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限る)、前記を用いた積立・財形貯蓄商品

(注2) 預金保険の対象となっていない預金等は次のとおりです。

外貨預金、譲渡性預金、オフショア預金、日本銀行からの預金(国庫金を除く)、金融機関からの預金(確定拠出年金の積立金の運用部分を除く)、預金保険機構からの預金、無記名預金、他人・架空名義預金、導入預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)

(注3) 1,000万円を超える部分であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされる場合があります)。

(注4) 保護されない預金等であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされる場合があります)。

預金保険制度に加入している金融機関は？

- 銀行(日本国内に本店のあるもの)
- 信用金庫
- 信用組合
- 労働金庫
- 信金中央金庫
- 全国信用協同組合連合会
- 労働金庫連合会
- 商工組合中央金庫
- ゆうちょ銀行

※ 預金保険は預金等をされずと自動的に成立します。

※ 農協、漁協、水産加工協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

※ 日本国内に本店のある金融機関が海外支店で受け入れる預金等は、預金保険制度の対象外になります。

もっと詳しく知りたい方は？

預金保険制度の詳細につきましては、預金保険機構のホームページまたは、金融庁のホームページをご覧ください。

イオン銀行